

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**  
**(千葉県担当部会)**  
**平成30年2月28日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700217号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700067号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月20日の標準賞与額を39万9,000円、平成19年12月20日の標準賞与額を43万9,000円、平成22年7月25日の標準賞与額を47万8,000円、平成24年12月20日の標準賞与額を54万9,000円、平成25年7月25日の標準賞与額を56万円、同年12月20日及び平成26年7月25日の標準賞与額を57万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成22年7月25日  
④ 平成24年12月20日  
⑤ 平成25年7月25日  
⑥ 平成25年12月20日  
⑦ 平成26年7月25日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までについて、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。各請求期間について、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、A社から提出された給料支払帳により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの期間、請求期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、上記の給料支払帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は39万9,000円、請求期間②は43万9,000円、請求期間③は47万8,000円、請求期間④は54万9,000円、請求期間⑥及び⑦は57万8,000円、請求期間⑤に係る標準賞与額については、上記の給料支払帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成18年12月20日、平成19年12月20日、平成22年7月25日、平成24年12月20日、平成25年7月25日、同年12月20日及び平成26年7月25日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700206号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700068号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA県教育庁B地方出張所(現在は、A県教育庁B教育事務所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月16日から昭和57年4月1日まで

私は、昭和56年4月16日から同年9月30日までの期間及び同年10月1日から昭和57年3月31日までの期間に、A県教育委員会から臨時のC市公立学校事務職員として任用され、配属先はA県教育庁B地方出張所とされた。勤務先は、ずっとC市立D小学校であったが、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持するA県教育委員会が平成20年9月4日に発行した人事カード及びA県教育庁B教育事務所の回答により、請求者は、請求期間においてA県教育委員会からC市公立学校事務職員として臨時的に任用され、A県教育庁B地方出張所に配属された上、C市立D小学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C市立D小学校及びA県教育委員会は、厚生年金保険の適用事業所となった記録はない上、A県教育庁B地方出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間より後の昭和63年4月1日である。

また、A県教育庁B教育事務所は、請求者が昭和56年4月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和57年4月1日に被保険者資格を喪失する旨の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと回答している。

さらに、A県教育庁B教育事務所、A県教育委員会及びC市立D小学校は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等については保存期間経過により残っていないと回答している上、請求者も、請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。